

# 別海町議会会議録

第1号 (平成22年5月21日)

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 町長あいさつ及び提出案件の概要説明  
日程第 4 議案第47号 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について

## ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 町長あいさつ及び提出案件の概要説明  
日程第 4 議案第47号 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について

## ○出席議員 (18名)

1番	西原 浩	2番	沓澤 昌廣
3番	福原 春夫	4番	安部 政博
5番	瀧川 榮子	6番	山田 信
7番	丹羽 勝夫	8番	松原 政勝
9番	戸田 博義	10番	戸田 憲悦
11番	中村 忠士	12番	佐藤 初雄
13番	池田 幸雄	14番	安田 輝男
15番	山崎 賢一	16番	佐々木 春男
副議長 17番	横堀 昭康	議長 18番	渡邊 政吉

## ○欠席議員 (0名)

## ○出席説明員

町長	水沼 猛	教育長	山口 長伸
総務部長	小守 正	福祉部長	田村 秀男
産業振興部長	飯島 孝二	建設水道部長	田中 忠敏
農委事務局長	森本 哲男	病院事務長	真籠 毅
会計管理者	上月 昭彦	総務部次長	有田 博喜
福祉部次長	笠原 悦雄	福祉部次長	松本 光永
総務課長	宮部 正好	財政課長	竹中 仁
税務課長	干場 俊昭		

## ○議会事務局出席職員

事務局 長 佐藤 次春 主 幹 山田 一志

○会議録署名議員

4番 安部 政博  
6番 山田 信

5番 瀧川 榮子

開会 午後 1時27分

---

#### ◎議長あいさつ

○議長（渡邊政吉君） 会議に入ります前に申し上げます。元町議会議長の木嶋正英さんが、去る4月26日に逝去されました。まことに哀悼痛惜のきわみにたえません。

木嶋さんは、昭和30年に初当選以来、通算して10期40年にわたり町議会議員として活躍され、その間、副議長を1期4年、議長を3期12年間務めるなど、町政の進展に尽くされました。御功績は周知のとおりでございます。

ここに木嶋元議長の御冥福を祈り、謹んで黙祷を捧げたいと思います。

皆様、御起立をお願いいたします。

黙祷。

（黙祷）

○議長（渡邊政吉君）

ありがとうございました。御着席願います。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

開会 午後 1時27分

---

#### ◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） ただいまから、平成22年第3回別海町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。4番安部議員、5番瀧川議員、6番山田議員、以上3名を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

この臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

#### ◎日程第3 町長あいさつ及び提出案件の概要説明

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 町長から、あいさつ並びに提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） 本日、本年第3回の別海町臨時議会を招集させていただいたところであります。議員各位には、何かと御多用のことと思いますが、御出席をいただきましたことに厚く御礼を申し上げたいと思います。

早速でございますが、本日提案をさせていただきました議案の概要について説明をさせていただきますたいと思います。

本日提案させていただきました議案につきましては、議案第47号の1件でございます。議案第47号につきましては、別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

平成22年度の地方税法の一部を改正する法律が3月31日付で公布されたことに伴いまして、町税条例の一部を改正するものでございます。

この改正の主な内容でございますが、まず、地方税法の扶養控除の見直しにより、町税条例において給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について定めるもの。また、65歳未満の者の給与所得以外の所得にかかわる所得割の徴収方法の変更。また、たばこ税の引き上げ。そして、非課税口座内上場株式等の譲渡等にかかわる町民税の所得計算について、租税特別措置法並びに政令附則の規定を適用するものでございます。

以上が、この条例改正の主な内容でございます。

ぜひ、本臨時会におきまして速やかに御審議をいただき、御決定いただきますことをお願いを申し上げまして、概要説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（渡邊政吉君） ここで、お諮りいたします。

本臨時会に提案されております議案第47号については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 御異議なしと認めます。

したがって、本臨時会に提案されております議案第47号については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第4 議案第47号

○議長（渡邊政吉君） 日程第4 議案第47号別海町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（千場俊昭君） 議案第47号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明いたします。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布となったことに伴い、町税条例の一部を改正したいとするものであります。

国におきましては、支え合う社会を実現するとともに、経済社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点から、税制全般にわたる改革の一環として、個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税等について所要の措置を講じたことから、それぞれ関連する町税条例の条項等の改正、並びに条文の整理や文言の整理を行うものでござい

ます。

議案書改正条文の朗読は省略させていただきまして、主な改正内容についてお手元に配付しております議案資料により御説明申し上げます。

議案資料の1ページと2ページ、そして4ページ以降の新旧対照表により、主な改正内容について御説明を申し上げます。

なお、3ページに、町税条例の改正条文の要約としての改正条項、改正項目、改正内容等につきまして記載しておりますが、このページの説明は省略させていただきたいと思っております。また、新旧対照表のうち、条項の変更、文言の整理等の部分は説明を省略させていただきますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

それでは、議案資料の1ページをお開きください。

平成22年度の税制改正において、新政権のもと、税制全般にわたる改革への取り組みが行われ、個人町民税における扶養控除の見直し、65歳未満の方の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法の見直し、たばこ税の税率の引き上げ等の改正が行われたことにより、個人町民税、たばこ税の関係条項を、次のとおり改正したいとするものでございます。

表の1番目をごらんください。

個人の町民税に係る給与所得者・公的個人年金等受給者の扶養親族申告書についてであります。個人の町民税に係る扶養控除等申告書等を提出する方について、町条例において、新たに扶養親族に関する事項を記載した申告書を提出することと規定するものでございます。これは、所得税法並びに地方税法等の見直しによるもので、政権政策のマニフェストにおいて、控除から手当へ転換するため、子ども手当と高校無償化が創設されました。このため、個人住民税の16歳未満の年少扶養控除が子ども手当の対象となることから廃止されます。これは、図の左側の部分であります。

さらに、その隣の特定扶養控除のうち、16歳から19歳未満の扶養親族が高校無償化の対象となることから、いわゆる上乗せ部分の12万円が廃止されることとなりました。このことにより、これまで年少扶養控除の扶養情報は所得税の扶養控除等申告書で得ておりましたが、ただいま申し上げましたとおり、所得税の年少扶養控除の廃止によって、所得税においては年少扶養親族に関する情報を収集する必要がなくなりました。しかし、個人住民税については、個人住民税独自の仕組みとして非課税限度額制度が設けられており、この非課税限度額の判定基準額の算定に扶養親族の数が用いられているため、引き続き、年少扶養親族も含めた扶養親族の情報を把握する必要があります。

そこで、現行の所得税法における、年少扶養親族に関する情報の収集に係る規定が地方税法に規定されたことから、町税条例に扶養親族申告書の規定を新たに設けるものでございます。

次に、新旧対照表であります。5ページをお開きください。

新旧対照表の左側、改正後の欄、第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の町長に対する提出について規定しております。

次に、6ページをお開きください。

6ページ後段、第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の町長に対する提出について規定しており、提出項目は同じであります。なお、条文の朗読は省略させていただきたいと思っております。

適用は平成23年1月1日からであります。これは平成24年度分の個人住民税の課税

対象所得が発生する平成23年1月から適用されるということでもあります。

次に、1ページにお戻り願います。

説明資料1ページの2番目、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収についてであります。平成20年度の税制改正において、公的年金からの特別徴収制度が創設され、平成21年10月から実施されております。これにより、65歳以上の公的年金受給者については、年金に係る税は年金からという考えのもと、公的年金等に係る所得割額及び均等割額を、原則として、その年金給付から特別徴収の方法によって徴収することとなりましたが、それに伴い、公的年金等所得に係る所得割額については、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して、給与からの特別徴収の方法により徴収することができなくなりました。この結果、65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者については、公的年金等所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収することとなり、新たに納税の手間が生じることとなりました。そこで、65歳未満の公的年金等所得を有する給与所得者について、納税の便宜等を図る観点から、公的年金等所得に係る所得割額を給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して、給与から特別徴収の方法により徴収することができることとなるものでございます。

このことの新旧対照表については、7ページをお開き願います。

7ページの下段から8ページにかけてであります。内容は項目等の変更が主でありますので、条文の朗読は省略をさせていただきます。これは、平成22年4月1日から適用となるものでございます。

また1ページにお戻りください。

1ページの3番目、たばこ税の税率についてであります。

たばこ税につきましては、国にあっては国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要があるという方針が示され、これに沿って改正が行われた結果、国と地方を合わせて1本当たり3円50銭の引き上げとなります。町たばこ税の税率については、旧3等級品以外の製造たばこでは現行の1,000本につき3,298円が4,618円に1,320円引き上げられ、旧3級品の製造たばこについては、現行の1,000本につき1,564円が2,190円に626円引き上げられます。直近では平成18年7月に税率の引き上げが行われて以来、ほぼ4年ぶりの引き上げとなります。

17ページをお開きください。

ここからは、たばこ税に関する附則であります。

次の18ページ後段、第4条に町たばこ税に関する経過措置を規定しております。内容は、手持ち品課税ということで、新税率と旧税率の差額に係る小売り販売業者の不当利得の防止のため、平成22年10月1日において小売販売業者等が販売のために所持するたばこについて、今回の税率引き上げ分のたばこ税が課税されることを規定しているものであります。条文の朗読は省略をさせていただきます。

これは、平成22年10月1日から適用となるものでございます。

戻りまして2ページをお開きください。

4番目、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例についてであります。

非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額と、それ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算することとするものでございます。このことは、個人の

株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%本則税率化に合わせて、平成24年から平成26年までの間に金融商品取引業者等の営業所長を経由して税務署長に届け出た口座、これはいわゆる非課税口座ですが、この口座内の上場株式等の配当所得及び譲渡所得については、当該非課税口座を開設した日の属する年の1月1日から10年以内に限り、町民税が非課税となるものでございます。

この非課税口座の創設については、地方税法上、非課税となる上場株式等に係る譲渡所得に関する所得計算の特例に関する規定を設けるものの、基本的には租税特別措置法において非課税とされることから、地方税法において特段の非課税措置を置くことなく、個人住民税においては非課税となるものでございます。

新旧対照表については13ページ下段から14ページの上段にかけてであります。条文の朗読は省略させていただきます。これは、平成25年度以降の年度分について適用となるものでございます。

次に、参考として、町税条例の改正を伴わない改正について御説明を申し上げます。

2ページをお開き願います。

2ページの後段に記載しております、生命保険料控除の改組についてであります。

生命保険料控除につきましては、保険ニーズの多様化や社会保障制度を補完する分野での重要性を踏まえ、見直しを図られました。まず、平成24年1月1日以後に締結する保険契約等については、生命保険、医療保険、介護保険などを対象とした一般生命保険料控除の枠を分離し、医療保険、介護保険を対象とした控除、いわゆる介護医療保険料控除を新たに設け、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除の両控除について、控除限度額を3万5,000円から2万8,000円に引き下げ、介護医療保険料控除の控除限度額も同様に2万8,000円にするというものであります。

また、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除と同様に取り扱うこととなります。

さらに、新契約と旧契約の双方に係る保険料等を支払っており、保険料控除の適用を受ける場合は、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除について新契約と旧契約それぞれの支払保険料等の控除額を合算した額が控除額となります。

これにより、個人住民税の合計適用限度額は、単純に合計すると現行の7万円を超えることとなりますが、個人住民税においては、住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという性格、すなわち、地域社会の回避であるという性格から、政策的控除の拡充は厳に慎むべきものであることから、現行の合計適用限度額7万円を維持し、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の適用がある場合における合計適用限度額は7万円となるものです。平成25年度以降の個人住民税に適用されます。

以上、議案第47号の主な改正要旨につきまして御説明申し上げ、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第47号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

12番佐藤議員。

○12番（佐藤初雄君） 今それぞれ担当から説明がございました。国の政策、経済政策、いろいろあった中でいろいろな税率改正、それに伴う町の対応ということでござい

ますけれども、それぞれ個人あるいはいろいろ増減あるとは思いますが、これをシミュレーション、別海町全体においてどのぐらいの幅が、プラマイがあると思うのですけれども、そこら辺、もしシミュレーションしてあればちょっとお知らせいただければと思いますが、なければ結構ですけれども。町全体でどのぐらいの、減ったりふえたりあります、総体的に、大体このぐらい町全体ではプラスマイナスのふえるとか減るとかあると思う。大ざっぱで結構なのですけれども、大体、シミュレーションあればですよ、なかなか難しいことなので、報告するといっても大変だと思いますけれども。

○議長（渡邊政吉君） 税務課長。

○税務課長（千場俊昭君） お答えいたします。

現在、私どもの仕事は、現行の制度の中で仕事をしております。この制度は2年後からの適用となるものでございまして、今現在の私の事務整理のコンピューターの中では、この計算をすることはなかなか難しいということになります。ただ、およそのものがありますので、これを説明したいと思っております。

ただいま、平成22年度の課税の作業を行っております。その中で、この所得割納税義務者のうち、扶養控除を受けている件数を申し上げます。扶養控除の件数は2,598件、これも前提条件が、今回の改正は年齢を細かく区切っておりますけれども、私どもはまだ旧制度の中で行っているものですから、年齢幅が大きくなっております。2,598件掛ける33万円、この件数が、制度改正によって控除がなくなりますのでゼロになります。

ゼロ歳から15歳、それから、この制度に係る23歳から69歳は、約2,000件と推定しております。

それから、もう一つ、特定扶養者、いわゆる16歳から18歳までの方は、今現在871件、これが45万円が、今度は33万円になりますので、件数を掛けていただければと思いますが。

それから、16歳から22歳まで、推定で約400件でございます。

あとは、実際の税の関係ですけれども、各個人によって扶養の関係、それから控除の関係さまざまでございます。それから、2年後の所得でありますので、まだ内容を細かく申し上げる段階ではないと、このように考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） ほかに質問ございますか。

9番戸田議員。

○9番（戸田博義君） 10月から、たばこの料金も上がるわけでございますけれども、これは大変難しい質問、調べてはいないのではないかとこのように思っているのですけれども、別海町の町民の中で、たばこを吸っている人数、割合がわかれば教えていただきたいなど。それで、1億何ぼの町のたばこ税の収入を得ているわけでございますけれども、これまたそれ割る何ぼでも、その人によっては1日2箱のむ人もいるし、1日1箱の人もいます。五、六本の人もいるということで、なかなか割っても数字が出てこないのではないかなというふうにも考えられますけれども、もし、町民のたばこを吸っている割合、人数わかりましたら教えていただきたいなど、このように思います。調べていただければ、それで結構でございます。

○議長（渡邊政吉君） 税務課長。

○税務課長（千場俊昭君） 大変申しわけありません。ただいまの御質問、私ども調査い

たしておりません。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ございますか。

11番中村議員。

○11番（中村忠士君） シミュレーションについては、ほとんどしていないということですから、これまた聞いても答弁はないかなというふうに思いながら、あえて聞くわけですが、一般扶養控除、それから特定扶養控除、それぞれ控除がなくなったり一部減額になったりするということですが、一方、子ども手当が支給されるあるいは高校の授業料の無償化が行われるという状況もあるわけですが、プラスマイナスして負担増になるという例が恐らく出てくるだろうというふうに思うわけですが、別海町民の場合、そういう事例は何件ぐらいあるかといっても多分答えが出てこないかなと思いますが、そういう事例は考えられますねということに関してはお答えいただけるのではないかなと思うのですが。もし数字も含めて出されれば、ありがたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邊政吉君） 税務課長。

○税務課長（千場俊昭君） 先ほど申し上げましたとおり、私ども、まだ事務整理が現行の事務整理の中で行っております。したがって、先ほど申し上げましたとおり、正確なシミュレーションをいたしておりません。材料がございません。したがって、先ほどの話の続きになりますけれども、モデルケースとして参考までに申し上げておきます。これはあくまでも、扶養控除のほか配偶者、社会保険料、生命保険料等の所得控除、及び、寄附控除等の税額控除を行った上で計算することではあるのですが、影響力がいろいろ違ってくるとお思いますので、それらのことを配慮いただいた上でモデルケースとして申し上げます。

一つの場合、給与収入300万円未満の夫婦、妻が控除対象配偶者である場合。配偶者控除、扶養控除以外はゼロとします。なしとします。それぞれ人によってはいろいろなケースがありますので、今回はなしとします。年少扶養者、いわゆる16歳未満2人の場合、改正前は5万4,000円が改正後は12万5,000円になります。個人住民税は差額7万1,000円の増ということになります。

それから、もう一つのケース、年少扶養者16歳未満1人、それから、特定扶養者19歳未満1人の場合、改正前3万5,500円が改正後8万9,000円、税差額5万4,000円の増。

さらに、特定扶養者19歳未満2人の場合のケースです。改正前2万2,500円が改正後5万4,000円、税差額3万2,000円の増。

あともう一つ、給与収入300万円の夫婦、妻控除対象配偶者、配偶者控除、扶養控除のほか、社会保険料が30万円とした場合の一般的なケースで、モデルケースを見てみました。この場合、最初の年少扶養者16歳未満2人の場合は、改正前が2万4,000円から改正後9万5,000円、税差額7万1,000円の増。

それから、年少扶養者16歳未満1人、特定扶養者1人の場合、改正前1万3,000円、改正後は5万9,500円、税差額4万6,500円であります。

それから、特定扶養者19歳未満2人の場合、改正前7,000円から改正後2万4,000円、税差額1万7,000円となります。

ただいま申し上げましたとおり、あくまでもモデルケースでございます。すべて個々、これからの2年度以降の所得、それから、扶養の内容によってそれぞれ変わるものと思います。あくまでも参考ということで御承知おきいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○11番（中村忠士君） モデルケースとして一定のシミュレーションが行われているということがわかりまして、少し安心をしました。町民がどういう状況に置かれるのかということに関して、ある程度仮想でも結構だから、それはいたし方がないものとして許容範囲だと思います。大事なことは、どういう状況になるのかということをおある程度つかんでおくということが行政に求められることではないかというふうに思います。そこで、今幾つかの例で、かなりの増税という状況が明らかになったわけですけれども、町民がこういう形で増税を強いられるということに関して、町長はどのようなふうに思われますか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

国の政策として、いわゆる子育ての支援対策でありますとか、また高校の授業料の無償化でありますとか、そういう方向に重点的に生活者の教育の面を考えて、そういう方向性で今政府はかじを切ったわけですから、そういう面をどう評価するか、そして、その財源の一部をやはり重複する部分は、扶養控除を初めそういう面は改正していこうということでもありますので、それぞれ二重の政策が重なるという部分についての改正だと思えます。その辺をどう判断するかということでもありますけれども、今、政策の大きな転換が図られたということで、いろんな、それぞれそういうことも出てくるでありますが、いずれにいたしましても、全く増税になるということについては、やはりそれは多少問題があるのかなと思いますが、総体的に見て、国の政策の流れというものについて、今後どういう形で、財源含めて、もうちょっと何年か後の将来方向を見ながら判断していくべきだと思いますので、現時点で、今、シミュレーションもなかなかできにくい状況もあるということもございますので、今、即、それに対しまして、私どもとして、行政をあずかるものとしてどうのこうのということとはなかなか判断は難しいところもあらうと思えますので、もう少し将来的な見通しも含めて注視してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。討論ございますか。

まず、原案に反対者の発言を許したいと思えます。

中村議員。

○11番（中村忠士君） これは国の税制が変わったということで、それに応じて条例を改定するということでもありますから、町自身に大きな責任があるというふうな観点では論議はできないだろうというふうには思っています。思っています、そのことを前提にしつつ、この政策がこのまま通るといえることがあってはならないという立場で反対討論をいたします。

今から理由を言います。

新政権において、子ども手当、高校授業料の無償化が実施されたわけですが、その財源の一つとして、今般の一般扶養控除の廃止等の措置が打ち出されました。しかし、子ども手当、授業料無償化となっても、控除廃止等により、場合によっては差し引きで負担が増すという例も出てきます。景気低迷、勤労者所得の急激な減退の中、さらなる負担増は庶

民の生活をより悪化させ、景気低迷の状況を一層深刻なものにします。

財源の問題で言えば、この10年間で法人税は半減され、また大資産家に対する優遇税制も実施されてきました。大企業の内部留保金は140兆円台から230兆円と、約87兆円もふやしています。一部の大企業や大資産家が税制上優遇されている状況を変革すれば、年間で約7兆円の財源が生み出されます。本当の意味での埋蔵金は、実はここにあると思います。こうした構造自体にメスを入れれば、庶民増税は必要のないものであります。大企業や大資産家を優遇する一方で、庶民に対する増税を強いるやり方には反対であるということを申し上げまして、本条例に対する反対討論といたします。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許したいと思います。

討論ございますか。

17番横堀議員。

○17番（横堀昭康君） 私は、賛成の討論をさせていただきます。

非常に係の方の説明は、複雑で面倒くさい、わかりづらい内容ではありましたが、今、中村議員も言われたように、国の地方税法の改正によって、やむなくというか、町の税の条例も変えなければならないということで、そのことがこの議案に盛り込まれているわけですし、その結果どうなるかということについては、いわゆる扶養控除等の問題については、これまた別な機会で議論したり、あるいは意見書とかそういう方向でやらなければ、この議案の問題ではないということだというふうに思うのです。言ってみれば、町の事務手続、いわゆる非課税限度額などの点から、事務手続等を変えていかなければならないということを簡単に言えば言っていることなので、中村議員の言われる内容もわかりますけれども、今回のこの議案についてはそこではないということですので、これは賛成していかなければならないというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡邊政吉君） 起立多数であります。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、平成22年第3回別海町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時28分

---

#### ◎教育長あいさつ

○議長（渡邊政吉君） なお、ここで、教育長からの報告事項と町長からのあいさつがご

ございます。

まず、教育長、お願いいたします。

○教育長（山口長伸君） 別海町指定文化財の強風による被害とその後の処置についての報告をいたします。

去る4月29日から30日にかけての強風により、本町の文化財に指定しております「奥行臼駅通」の樹齢約100年のトドマツ「山藤（やまとう）の松」に、大きな縦の亀裂が入っていることが30日午前9時50分ごろに確認されました。

ちなみに、この「山藤の松」とは、明治38年に誕生された別海町選出の元北海道議会議員山崎藤作議員の誕生の記念の木だそうです。その木が強風により倒木するおそれが極めて高く、応急的な措置も不可能であり、そのまま放置すると、奥行臼駅通所への物的被害や通行人、あるいは見学者などへの人的被害が想定されることから、同日午後から緊急伐採をいたしました。伐採した松につきましては、現在、その一部分に保存措置を施した上で奥行臼駅通に展示するなど、活用について検討しているところでございます。

「山藤の松」は以前から幹の部分が腐朽しており、つまり、腐り朽ちておりました。それで、モルタルを充填するなどの治療も行っていました。高齢木であり、内部で腐朽が進行し、強風により今回のような事態になったと考えられます。

なお、この伐採、撤去作業につきましては、予備費の充当により対応したことを御報告申し上げます。

また、中春別278番地にあります文化財の「試作場の桜」、これは明治43年に根室地方農事試作場、これが中春別と尾岱沼間の、中春別から行きましたら左側にできたわけですけれども、その開設記念に植えられた桜でございます。その桜の一部についても、この強風により幹が折れる等被害を受けたところでございます。

現在、文化財として指定している樹木につきましては11カ所ありますが、今後も別海町文化財保護審議会での協議や専門家からの助言を受けながら、その保護、保存に努めていきたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

---

#### ◎町長あいさつ

○議長（渡邊政吉君） それでは、次に、町長からごあいさつがございます。

町長。

○町長（水沼 猛君） 議員各位におかれましては、何かとお忙しい中御出席を賜りまして、本日提案させていただきました議案1件につき、速やかに御審議をいただき御決定をいただきましたことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

少々時間をいただきまして、何点か御報告をさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますが、学校の跡地利用の件でございます。

旧光進小中学校の跡地利用の件につきましては、今までも何度かお話をしておりますとおり、昨年12月1日から12月30日までの間公募を実施してきましたが、具体的な応募はございませんでした。このようなことから、新年度に入りまして、皆様既に御存じのとおりと思いますが、5月1日から31日までの1カ月間、広報べつかいや町のホームページを通じまして再度公募をしております。しかしながら、今のところ新たな応募がない状況でございます。期間については、あと10日間ほど残っておりますが、この再公募での応募がない場合につきましては、改めて庁舎内部で相談をしながら、新たな活用方法などの検討を進めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次第であります。

2点目につきましては、本年度の米海兵隊実弾射撃訓練についてでございます。

昨年度につきましては見送られました矢白別演習場におきます米海兵隊による訓練でございますが、4月27日付で北海道防衛局長から、平成22年度における沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の矢白別演習場での分散実施についての通知がございました。訓練の規模につきましては、部隊は1個砲兵大隊で、支援部隊を含む人員は約430名、車両は約100両、期間は平成22年5月中旬から6月中旬までの間で、実弾射撃訓練は平成22年5月26日から平成22年6月9日までの日曜日を除く10日間。また、砲種及び砲数につきましては、155ミリ榴弾砲12門、射撃時間は8時30分から22時までの間で、16時30分から19時までの間は除くという内容でございます。この内容につきましては、議員の皆様も既に御存じのことと思いますが、町のホームページに掲載するとともに広報べつかいの配付にあわせてお知らせをしたところでございます。

このほか、5月22日に花咲港から装備の陸上輸送が行われるとの情報を得ましたので、けさの新聞折り込みによりお知らせをしたところでございます。

また、去る5月14日には、矢白別演習場にかかわる周辺4町と北海道で構成している矢白別演習場関係機関連絡会議といたしまして、北海道防衛局に対し5項目について要請をしておりましたが、訓練実施前のブリーフィングと訓練公開については実施する方向で米側と調整しているとの回答があったところでございます。その後、北海道防衛局では、5月18日に矢白別演習場における訓練の安全かつ円滑な実施を図るため、演習場内に米海兵隊実弾射撃訓練現地対策本部を設置したとの連絡がございました。町といたしましても、平成9年8月28日に設置しました別海矢白別演習場等に関する庁内連絡会議により、演習等の実施に関し、関係機関との連絡調整を行い、演習期間中における町民の皆様方の生活の安全と安心を確保することといたしております。

なお、米海兵隊は5月19日に先遣隊が中標津空港の定期便を利用し矢白別演習場に到着しており、昨日、20日からは訓練部隊がチャーター機により到着したことを確認しております。

また、25日のブリーフィングにつきましては、議員各位にも案内をさせていただきましたので、ぜひ参加されますようお願いを申し上げます。

いずれにいたしましても、別海町といたしましては、関係機関等と連絡の上、円滑な演習の実施に協力していくこととしておりますので御理解をいただきたいと思っております。

3点目につきましては、普天間訓練移転の件でございますが、5月17日、鈴木宗男衆議院外務委員長から鳩山首相に、在沖縄米軍の訓練の全国分散移転に道内の自衛隊基地や演習場を活用する旨提言し、鳩山首相も、ぜひともその点をお願いをしたいと述べ、道内の訓練受け入れに向けた協力を要請したとの報道がございました。

また、政府内では、普天間や米軍嘉手納基地の訓練の一部を陸上自衛隊矢白別演習場、航空自衛隊千歳基地に移転することなどが検討されている報道もなされたところでございます。昨日の新聞報道でも、高橋知事から、さらなる受け入れについては慎重な意見を言う人が結構いると認識しており、国から引き受け要請があった場合には、時間をかけて判断するというコメントもあったところでございます。また、けさの新聞報道では、辺野古沿岸部での埋め立てる現行案での日米合意との情報もあり、今なお、この普天間の移設問題は迷走をいたしている状況にあります。

私といたしましては、国防政策につきましては国が決定すべきものであり、国防政策そ

のものに反対するものではございませんが、矢臼別演習場においては沖縄県金武町における米海兵隊の実弾射撃訓練の移転を議会の皆様とともに受け入れを容認し、既に実弾射撃訓練が実施されているところでございます。

しかしながら、皆様御承知のとおり町としても苦渋の選択の上での受け入れであり、このたびのヘリコプターの訓練など、新たな訓練につきましては、町民の安全・安心や基幹産業への影響などの観点から、受け入れはできないと判断しているところでございます。

今後、国がどのような動きをするか現在のところなかなかわかりませんが、本町といたしましては、道と周辺4町で組織する矢臼別演習場関係機関連絡会議と連携をしながら対応していきたいと考えております。

また、国から正式な受け入れ要請があった場合には、その時点で議会の皆様方とも協議をさせていただきますので、御理解と御協力をお願い申し上げたいと思います。

次に、口蹄疫の発症にかかわる経過と本町の対応について御報告を申し上げます。

韓国では、本年4月に入り口蹄疫が再発し、韓国政府は3月に出した清浄化宣言を撤回したとの情報があり、隣国として危惧をいたしていたところ、農水省と宮崎県は4月20日、同県都農町の和牛繁殖農家の雌牛3頭が口蹄疫に感染した疑いがあるとの発表がございました。翌日には、同県の川南町の酪農・肉用複合経営農家が飼養する搾乳牛から口蹄疫の陽性反応が確認されたため、乳牛が口蹄疫の疑似患畜と判断され、23日には宮崎県都農町の農場で見つかった口蹄疫の疑いのある牛1頭から口蹄疫のO型ウイルスを確認したことで、日本では前回発生時の2000年以来、10年ぶりの国内発生が確定したと報道されたところでございます。

また、4月28日、国連食糧農業機構（FAO）からも家畜の監視を強化するよう呼び掛けるとともに、厳しい貿易体制で知られる日本と韓国で発生したことで、感染源と疑われる極東地域での大規模の流行が考えられるとの談話が発表されております。

その後、感染の拡大する宮崎県では、5月20日までに、累計146カ所で、殺処分対象は12万5,000頭、農家戸数146戸、肉用・乳牛計1万4,000頭、豚11万1,000頭となりまして、この中にはブランド牛を生み出す種牛が育てられている家畜改良事業団での口蹄疫の疑いから、種牛49頭の殺処分が決定され、19日には、政府による新たな押さえ込みとなる口蹄疫対策がまとめられ、発生地から半径10キロメートル圏内の家畜にワクチンを投与した上で殺処分することや、約20万頭の牛や豚が新たに殺処分することが決定したと報道されております。

本町といたしましては、4月20日に、家畜保健衛生所の指導による防疫対応への周知徹底の呼び掛けを関係農家に伝え、4月28日には別海町家畜自衛防疫組合担当者部会を開催し、口蹄疫への危機管理体制を確認したところでございます。

万が一の北海道への侵入に備え、指導関係機関や関係団体との連絡体制及び初期防疫体制を4月30日までに整え、北海道において口蹄疫が発生した場合には、別海町口蹄疫侵入防止現地対策本部を設置することとしております。

この間、行楽シーズンを迎えることから、町内の主要な観光の受け入れ施設や役場庁舎においても防疫用の消毒マットを設置しておりますが、中標津空港でも、侵入を防ぐ消毒マットの設置が行われたとの報道があったところでございます。

5月17日時点における町内農協が取り組む防疫対応につきましては、組合員への消毒薬及び石灰配付や、JA車両への消毒噴霧器設置による侵入防止措置が既に講じられているところでございます。また、町営牧場では、この24日から2,000頭規模の入牧が

始まることから、家畜車両などへの防疫体制をしっかりと整えて対応したいと考えております。

いずれにいたしましても、酪農、畜産農家の皆様におかれましては、飼養衛生管理基準の遵守をお願いをいたしますとともに、関係機関及び関係団体との協調による万全な体制対応に努める所存でございますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、酪農・畜産業及び水産業の振興に関する要請活動についてでございますが、別海町の基幹産業の維持発展を推進する上で、必要となる今後に向けた施策への要請及び提案をするため、このたび別海町の独自行動として、民主党幹事長室、政務三役を初め、北海道庁及び農林水産省と国土交通省への要請活動を行うことといたしました。日程については、5月25日、26日の2日間にわたり実施をいたしますが、議会にも御同行賜りたいと存じておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

報告については、この5点でございます。

次に、今後の日程でございますが、本年第2回の定例会の開催を6月21日をお願いをしたいと考えております。議員の皆様におかれましては、それぞれ時節柄お忙しい時期となりますが、日程の調整をいただきまして万障お繰り合わせの上、御参集賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で、閉会のあいさつ及び報告とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） それでは、以上ですべて終了させていただきます。

町長を初め皆様、大変お疲れさまでございました。

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員